下閉伊北区域農用地整備事業における一ツ苗代１換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における一ツ苗代１換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 10 月 28 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　下閉伊北区域農用地整備事業における一ツ苗代１換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年10月29日から平成21年11月27日まで
3　縦覧場所
　岩手県下閉伊郡岩泉町事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪１換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪１換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 10 月 28 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪１換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年10月29日から平成21年11月27日まで
3　縦覧場所
　岩手県下閉伊郡田野畑村事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪２換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪２換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 10 月 28 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪２換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年10月29日から平成21年11月27日まで
3　縦覧場所
　岩手県下閉伊郡田野畑村事務所

下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪３換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪３換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 21 年 10 月 28 日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　縦覧に供すべき書類の名称
　下閉伊北区域農用地整備事業における菅窪３換地区の換地計画書の写し
2　縦覧期間
　平成21年10月29日から平成21年11月27日まで
3　縦覧場所
　岩手県下閉伊郡田野畑村事務所

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第 15 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　渡島国採掘権登録第236号
共同鉱業権者代表者　北海道北斗市追分１丁目２番３号　川尻　　一

記

⑴　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し
⑵　処分の日　平成21年９月８日

平成 21 年 10 月 28 日　　北海道経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第３０１３４号

千葉県八千代市上高野1292番地27
申立人　藤白　　武
本籍北海道美唄市字美唄1990番地、最後の住所仙台市青葉区双葉ヶ丘１丁目24番１号アルコイリス双葉ヶ丘壱番館3009、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成19年６月６日、出生の場所東京都北多摩郡保谷町、出生年月日昭和38年３月４日、職業不詳
被相続人　亡　藤白　由紀
事務所千葉市中央区中央３丁目10番４号マニュライフプレイス千葉６階　伊藤綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文
千葉家庭裁判所

平成２１年（家）第３００６５号

東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
申立人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
本籍千葉県我孫子市若松112番地14、最後の住所千葉県我孫子市若松112番地の14、死亡の場所千葉県我孫子市、死亡年月日平成20年９月10日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和10年６月17日、職業会社役員
被相続人　亡　今井　　惠
事務所千葉県松戸市本町18－４　ＮＢＦ松戸ビル５階　ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤　　潤
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２１年（家）第１５２１号

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　株式会社整理回収機構
本籍富山県高岡市大手町11番地、最後の住所富山県高岡市太田23番地２、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日平成19年８月31日、出生の場所富山県氷見郡氷見町、出生年月日昭和13年７月13日、職業ホテル経営
被相続人　亡　深田　清人
事務所富山県高岡市野村724番地　野村第１ビル204号
相続財産管理人　弁護士　山口　敏彦
富山家庭裁判所高岡支部